

「新しい生活様式」とスポーツ

社会教育課 社会体育係

今般の新型コロナウィルス感染症の拡大防止の本格化で、自粛要請から始まり、4月7日には緊急事態宣言が行われました。学校は休校となり、様々なスポーツの競技大会やイベントなどが中止・延期になりました。そして、3月24日には国際オリンピック委員会と東京2020組織委員会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を発表しました。また、職場ではテレワーク中心の生活が始まるなど、生活が一転しました。5月25日には全国で緊急事態宣言が、解除となりましたが、いまだに一定数の感染者が確認される中で、運動・スポーツをすることに不安があるかもしれません。

一方で、「新しい生活様式」として中長期に渡り感染症対策と向き合う中で、身体的・精神的な健康を維持する上では、体を動かしたり、スポーツを行うことが必要です。外出の自粛が続く、活動量の低下に伴う運動不足、体重の増加、

ストレスや体調不安の声も聞こえるようになりました。

特に中高年齢者については、体力の低下、生活習慣病等の発症や生活機能の低下をきたすリスクが高まります。このため意識的に運動・スポーツに取り組むことは、健康の保持に有効です。

スポーツは、心身の健康保持に不可欠なものだけではなく、皆様に夢と感動、誇りと喜び、そして勇気を与えるものです。人と人をつなぎ、地域と地域をつなぎ、国と国をつなぐものです。こうしたスポーツの持つ力や素晴らしさが社会の活力につながるよう、皆様の安全と安心のもとにスポーツを取り戻せればと希望します。

最後になりますが、今年の夏も熱中症には十分注意してください。暑い日が続きますが、運動・スポーツをするときは十分な水分補給と休息を心がけていただければと思います。



「あおり運転に対する罰則の創設」について

令和2年6月30日から、妨害運転いわゆる「あおり運転」に対する罰則等が創設されました。

1 妨害運転に対する罰則の創設

① 通行妨害目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反(※)をした者。
3年以下の懲役
50万円以下の罰金

② ①の違反行為をし、よって高速道路上で他車を停車させるなど、著しい危険を生じさせた者。
5年以下の懲役
100万円以下の罰金

※一定の違反：通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、減光等義務違反、警告器使用制限違反等



2 免許を受けることができない期間等

①の②の行為をした者
免許の取り消し
3年～10年の欠格期間

3 免許の仮停止

①の②の行為
人身交通事故
免許の仮停止



飯塚警察署だより

【問合せ先】福岡県飯塚警察署 ☎21・0110